

参 考 資 料

参考資料

(1) 人口及び就業構造

① 年齢層別人口動態（高岡市）

	年 次	総 数			0～14歳			15～29歳		
		計	男	女	計	男	女	計	男	女
実 数 (人)	平成 22 年	(100.0)	84,292	91,769	21,773	11,191	10,582	22,131	11,048	11,083
	平成 27 年	(97.8)	82,802	89,323	19,223	9,917	9,306	20,538	10,462	10,076
	令和 2 年	(94.5)	80,482	85,911	16,902	8,745	8,157	18,957	9,826	9,131
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	47.9	52.1	12.4	6.4	6.0	12.6	6.3	6.3
	平成 27 年	100.0	48.1	51.9	11.2	5.8	5.4	11.9	6.1	5.9
	令和 2 年	100.0	48.4	51.6	10.2	5.3	4.9	11.4	5.9	5.5

30～44歳			45～64歳			65歳以上			年齢不詳		
計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女
34,452	17,685	16,767	49,402	24,215	25,187	47,565	19,693	27,872	738	460	278
31,438	16,176	15,262	42,764	20,918	21,846	53,973	22,939	31,034	4,189	2,390	1,799
25,346	13,100	12,246	42,690	21,199	21,491	54,956	23,278	31,678	7,542	4,334	3,208
19.6	10.0	9.5	28.1	13.8	14.3	27.0	11.2	15.8			
18.3	9.4	8.9	24.8	12.2	12.7	31.4	13.3	18.0			
15.2	7.9	7.4	25.7	12.7	12.9	33.0	14.0	19.0			

- ・国勢調査による
- ・総数の計の（）内は各年次の比率

② 産業別部門別就業者数等（高岡市）

	年 次	総 数	第1次産業				第2次産業		第3次産業
			農業	林業	漁業	小計		うち木材木製品製造業	
実 数 (人)	平成 22 年	84,488	1,783	63	95	1,941	28,727		53,820
	平成 27 年	85,832	1,735	40	93	1,868	28,097		54,505
	令和 2 年	84,258	1,526	50	85	1,661	26,769		53,173
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	2.1	0.1	0.1	2.3	34.0		63.7
	平成 27 年	100.0	2.0	0.0	0.1	2.2	32.7		63.5
	平成 2 年	100.0	1.8	0.1	0.1	2.0	31.8		63.1

- ・国勢調査による
- ・総数は、分類不能の産業を含む

(2) 土 地 利 用（高岡市）

	年 次	総土地面積	耕 地 面 積							草地面積	林野面積			その他面積
			計	田	畑	樹園地			計		森林	原野		
						果樹	茶園	桑園						
実 数 (ha)	平成 22 年	20,937	4,840	4,774	53	13				0	6,671	6,671		9,426
	平成 27 年	20,957	4,515	4,387	105	23				0	6,704	6,704		9,738
	令和 2 年	20,957	4,556	4,424	124	8				0	6,690	6,690		9,711
構成比 (%)	平成 22 年	100.0	23.1	22.8	0.3	0.1	0			0	31.9	31.9		45.0
	平成 27 年	100.0	21.5	20.9	0.5	0.1	0			0	32.0	32.0		46.5
	令和 2 年	100.0	21.7	21.1	0.6	0.0				0	31.9	31.9		46.3

- ・高岡市統計書による
- ・耕地面積は、経営耕地面積を指す
- ・樹園地は、その他の樹園地を含む
- ・畑は牧草専用地を除く

(3) 林地開発許可状況（高岡市）

（単位：h a）

年 次	総数	工場・事業場の設置	レジャー施設の設置	土石等の採掘	道路の新設又は改築	その他
平成 28 年	4	4	-	-	-	-
平成 29 年	-	-	-	-	-	-
令和 元 年	-	-	-	-	-	-
令和 2 年	-	-	-	-	-	-
令和 3 年	-	-	-	-	-	-

・令和3年度富山県森林・林業統計書による

(4) 森林資源の現況等

① 保有形態別森林面積（高岡市）

保有形態	総 面 積		立 木 地			人工林率 (B/A)
	面積(A)	比率	計	人工林(B)	天然林	
総 数	ha 6,485	% 100	ha 6,459	ha 2,452	ha 4,008	% 37.8
国 有 林 (その他省庁所有のみ)	26	0.4				
公 有 林	都道府県有林	91	91	73	18	80.2
	市町村有林	91	91	17	74	18.7
	森林総研有林 (旧公団)	232	232	199	33	85.8
	公社有林	590	590	553	37	93.7
私 有 林	5,455	84.1	5,455	1,610	3,845	29.5

・令和3年度富山県森林・林業統計書及び富山県森林簿による

・総面積は、その他の林種を含む

・計の不一致は、四捨五入による

② 民有林の齢級別面積（高岡市）

（単位：h a）

	総 数	齢 級										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11以上
民有林計	6,459	35	43	103	67	45	60	114	141	239	224	5,389
人工林	2,452	4	16	32	57	43	59	114	130	237	213	1,546
天然林	4,008	31	26	71	10	2	1	0	11	2	10	3,843
(備考) 人工林のうちスギの面積割合 94%												

・富山県森林簿（確定年度：2021年度）による

・総数は、その他を除く

・計の不一致は、四捨五入による

③ 作業路網の状況

(ア) 基幹路網の現況（高岡市）

区 分	路 線 数	延 長 (km)	備考
基幹路網	70	109	
うち林業専用道	-	-	

・高岡市林道台帳による

(イ) 細部路網の現況（高岡市）

区 分	路 線 数	延 長 (km)	備考
森林作業道	167	149	

・令和3年度富山県森林・林業統計書による

(５) 計画期間において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在

樹 種	齢 級	森林の所在
タテヤマスギ	5～18	【高岡林班】1(イ～ハ) 2(イ～ヌ) 3(イ) 4(イハ～ヌ) 5(ハ～ハ) 6(イ～ハチ) 7(イホチヌ) 8(ロニハチ) 9(ロ～ホトリヌ) 10(ホ) 11(ニヌルリ) 12(ロニホトチ～ヌ) 13(イ～ヌ) 14(イ～ニハ～ヌ) 15(イ～リ) 16(イホ～トリヌ) 17(イ～ハホ～トリ) 18(イホチ) 19(トリル) 20(イニハチ) 22(4ロニチ) 23(イハハリヌ) 24(ニ～ヌ) 25(イロ) 26(ハ～ル) 27(イハリ) 28(ホ) 29(ハ) 30(チヌ) 31(イニハ) 33(ト) 34(ハヌ) 35(ハ) 40(ヌルリ) 47(ハ) 48(ヌ) 49(ロ) 53(ロ) 54(チヌ) 55(ロリ) 56(イ) 57(イニハト) 58(ニル) 59(イ) 60(ロハト) 61(ト) 62(ニホ) 64(イ～ハ) 999(イ) 【福岡林班】2(ト) 3(イ～ハチ) 4(イハ～ト) 5(ロニハ～チ) 6(ハ～リ) 7(イロハトリ～ル) 8(イ～ト) 9(イニハチ) 10(ヌル) 11(イハ～ハチ～ル) 12(ロ～ハチ) 13(イ～ホ) 14(イニリヲリ) 15(ハ～ホトチヲ) 16(ニハトチ) 17(ロハハ～チ) 18(イ～ハホ～ル) 19(ロニトヌ) 20(ホチ) 21(ニホト) 22(イロホ～ル) 23(チヌ～ヲ) 24(ロホ～チ) 25(イ～ト) 26(ロ～ホチ～ヌヲリ) 27(イ～ハホヌ) 28(ロニト～リ) 29(ロホチ) 30(ニ～ヲ) 31(ヲリ) 32(ハ～ホト～リ) 33(イ～ホト) 34(ロニハチリ) 35(ロ～ホリ) 36(イ～ハチ) 37(ロニハ～リ) 38(イ～ヌ) 39(イハホ～ル) 40(イハトリ) 41(ハリル～カ) 42(ホハリ～ル) 43(イ～リ) 44(イハチ～ヌ) 45(イハ～チルカ) 46(イ～ハホハ) 47(イロホ～ヌ) 48(イハニトチ) 49(ロハ) 50(ロニハトヌ) 51(ロニハ) 52(ハリヌ) 53(ホ～ル) 54(ハ～リ) 55(ロハハ～ヲ) 56(イ～ハハ～リル) 57(イロホ～ヌ) 58(イヌ) 59(ニチル) 60(ロホ～リ) 62(ロヌル) 63(イ～ハホトヌ) 999(イ)
ボカスギ	5～14	【高岡林班】1(ハ) 2(ニチ) 4(イニホ～チヌ) 5(イ～ハチ) 6(リ) 7(イ～ヌ) 8(イ～ヲ) 9(イ～ヌ) 10(イ～ヌ) 11(イ～リ) 12(イニハトリ～ヲ) 13(イ～ヌ) 14(イ～ヌ) 15(イ～リ) 16(イ～ル) 17(イ～リ) 18(イ～ヌ) 19(イ～チヌル) 20(イ～ル) 21(イハ～リ) 22(イ～ル) 23(イ～ヌ) 24(イニハ～ヌ) 25(イ～ト) 26(イ～ヲ) 27(イ～リ) 28(イ～ル) 29(イ～ヌ) 30(ロ～ヌ) 31(イ～ヲ) 32(イ～ヲ) 33(イ～ヌ) 34(イ～ヌ) 35(イ～ヌ) 36(イ～ヲ) 37(イロニハチ～ヲ) 38(イロホ～ル) 39(イ～ヌ) 40(イ～カ) 41(イ～ヲ) 42(イ～ル) 43(ロ～カ) 44(イ～ハホ～ヲ) 45(イ～ト) 46(イハホ～チ) 47(イ～ニ) 48(イニホトチヌル) 49(ハハチリヲ) 50(イ～ハトチ) 51(イ～ル) 52(イ～ニハ～リヲ) 53(イ～ル) 54(イ～リ) 55(イ～ル) 56(イ～リ) 57(イニハ～ル) 58(イ～ル) 59(イ～ト) 60(イ～リ) 61(イ～カ) 62(イ～ル) 63(イ～ニ) 64(イ～ハ) 【福岡林班】1(イニト～リ) 2(イ～ホトチヌ) 3(イ～チ) 4(ロハホ) 5(イ～ハリヌ) 6(ロトリ) 7(ハ～ル) 8(ロニト) 9(ロ～チ) 10(ロ～チヌル) 11(イ～ハチリル) 12(ロハホリ) 13(イ～ハ) 14(イ～ハチ～ヲ) 15(イ～ヲ) 16(イ～ハチリ) 17(イニ～チ) 18(ロホチリヲリ) 19(イ～リル) 20(イ～リ) 21(イロホ～トリ) 22(イ～トヌル) 23(イニトリヲ) 24(イ～ニ) 25(イニトヌ) 26(ロ～チヌ～ヲ) 27(イニトチヌ) 28(イハハト) 29(トチ) 30(トヲリ) 31(イ～ハチリ) 32(ロ～チル～カ) 33(イロニ～リ) 34(イロニ～ル) 35(ロ～ホチリ) 36(イ～チ) 37(ハト) 38(ハホト) 39(イニ) 40(イ～ヌ) 41(イ～ホトリル～カ) 42(イハ～ル) 43(イチリ) 44(イハ～ヌ) 45(イ～カ) 46(イ～ハ) 47(イ～ル) 48(イロホ～リ) 49(イ～リ) 50(イ～リ) 51(イ～リ) 52(イ～ヌ) 53(イ～ル) 54(イ～ル) 55(イ～ヲ) 56(イ～ヲ) 57(イ～ヌ) 58(イ～ヌ) 59(イ～ル) 60(イ～トリ～ル) 61(イロトヌ～ヲ) 62(ロニハ～ル) 63(イ～チヌ) 64(ホ)
ヒノキ	5～22	【高岡林班】4(リヌ) 5(ロチ) 7(リ) 8(ロニトヌル) 9(イ～ホト～ヌ) 10(ニリ)

		11(ト ル) 12(リ) 14(ハ リ) 15(リ) 16(リ ヌ) 20(ル) 24(ト) 26(イ ヌ ル) 27(ハ ハ チ リ) 29(ホ ハ リ) 30(ヌ) 31(ホ ハ) 35(ホ) 40(ヲ) 41(ト ヌ) 44(ハ) 50(イ) 51(イ ハ) 56(イ ハ) 57(ニ ト リ ル) 58(イ ロ リ ム ル) 59(イ ム ハ) 60(ホ ム ト) 61(ロ ム ニ ハ ト ヌ ム カ) 62(イ ハ ム ホ チ) 63(イ ロ)
		【福岡林班】 5(ハ) 15(チ) 16(ト) 17(ホ チ) 21(リ) 22(イ) 24(ロ) 25(ヌ) 26(ハ) 32(ロ ハ ハ) 33(ロ) 41(ホ) 43(リ) 44(ニ チ) 49(ニ ム チ) 50(イ ム ル リ) 51(イ ム リ) 52(イ ニ) 53(ロ ニ ト) 54(イ チ ヌ ル) 55(イ ロ) 56(ニ ハ チ ム ヌ) 57(イ ム ハ ホ リ) 59(ホ ハ リ ヌ) 60(ロ) 63(ハ)
カラマツ	5 ～ 1 6	【高岡林班】 8(ホ ヌ) 9(イ) 10(リ) 17(リ) 18(イ) 35(ハ) 36(ニ ヌ) 54(ニ) 【福岡林班】 14(イ) 53(ニ ル) 56(ハ ハ チ ル ヌ) 57(イ ホ ム ト) 58(ニ ホ ト) 63(ホ)

注：齢級は、5 齢級から樹種ごとに定める標準伐期齢の 2 倍の林齢の齢級までとする

(6) 市町村における林業の位置付け

① 産業別総生産額（高岡市）（単位：百万円）

総生産額 (A)		686, 217
内 訳	第 1 次産業	4, 270
	うち林業 (B)	239
	第 2 次産業	212, 524
	第 3 次産業	467, 300

・令和元年度高岡市民経済計算推計結果による

② 製造業の事業所数、従業者数、現金給与総額（高岡市）

	事業所数	従業者数(人)	事業に従事する者の人件 費及び派遣受入者に係る 人材派遣会社への支払額 (万円)
製造業 (A)	571	15, 248	6, 299, 194
うち木材・木製品製造業 (B)	21	319	116, 907
B / C	3. 7 %	2. 1 %	1. 9 %

・経済構造実態調査（製造業事業所調査）「2022年 地域別統計表」による

(7) 林業関係の就業状況

	組合・一 事業者数	従 業 者 数		備 考
			うち作業員	
森林組合	1	95	60	富山県西部森林組合（※本所：南砺市）
素材生産業	3	5		
製材業	7	—		
合計	11	100	60	

・林業労働の現況No. 44（令和5年3月）、富山県木材業者登録名簿（令和5年3月1日現在）による

(8) 林業機械等設置状況（富山県）

区 分		総 数	会 社	森林組合	その他	個 人	備 考
高性能林業機械	スキッター	3	3	0			索引式集材車両
	プロセッサ	6	4	2			
	ハーベスタ	18	6	12			
	フォワーダ	31	12	19			積載式集材車両
	スイングヤーダ	16	8	8			
	グラップル	7	5	2			
在来型林業機械	集材機	34	27	1		6	
	クレーン	17	9	5		3	
	チェーンソー	467	210	193	9	55	
	XI払い機	345	152	151	6	36	

・令和3年度富山県森林・林業統計書による

(9) 林産物の生産概況（高岡市）

（令和元年における生産量）

	しいたけ（k g）		栗 kg	竹の子 kg
	生	乾		
生 産 量	886,700	X		X

・令和3年度富山県森林・林業統計書による

・「x」は個人または法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

用語の解説

《あ行》

◇育成単層林

森林を構成する樹木の全部又は大部分を一度に伐採し、そのあとに一斉に植林を行うこと等により、年齢や高さのほぼ等しい樹木から構成される森林。

◇育成複層林

森林を構成する樹木を部分的に伐採し、そのあとに植林を行うこと等により、年齢や高さの異なる樹木から構成される森林。

◇枝打ち

節のない木材を生産すること等を目的に、立木の枝を切り落とす作業。

《か行》

◇快適環境形成機能

蒸発散作用等による気候を緩和、防風や防音、樹木の樹冠による塵埃の吸着、ヒートアイランド現象の緩和などにより、快適な環境形成に寄与する機能。

◇皆伐

一定範囲の樹木を一時に全部又は大部分伐採する主伐の一種。

◇拡大造林

天然林を伐採した跡地、原野等に人工造林を行うこと。

◇カシノナガキクイムシ

体長五ミリ弱のクイムシの一種。カシやナラに集団で穿入して病原菌を持ち込み、枯死被害を発生させる。

◇下層植生

森林において上木に対する下木（低木）、

及び草本類からなる植物集団のまとまりのこと。

◇褐色森林土

我が国の森林に分布する土壌の一つで、温帯を中心に暖温帯から亜寒帯、亜高山帯の一部にかけて広く分布し、我が国に分布する森林土壌の7割以上を占める。

◇刈出し

ササ等の被圧により天然更新目的樹種の更新が阻害されることを防ぐため、ササ等を刈り払うこと。

◇間伐

育成段階にある森林内における樹木の混み具合に応じて、育成目的の樹木の密度を調整するために伐採（間引き）する作業。植栽木の木材的価値を高めるとともに、林内を明るくして森林の有する多面的機能を維持・向上させる。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

◇郷土種

郷土種とは、もともとその地域に生育していた植物種のこと。

これに対して、何らかの理由で対象とする地域や個体群の中に外部から入り込んだ個体の種のことを「外来種」「移入種」といい、外来種（移入種）は在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼすことから、郷土種による森づくりが必要とされている。

◇禁伐

法令等で伐採が禁止されていること。

◇経営管理意向調査

市町村が経営管理権集積計画を定める場合に、経営管理権集積計画の対象となる森林の森林所有者に対して行う当該森林の経営管理の意向に関する調査。

◇経営管理権

地域森林計画の対象となる森林について、森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を市町村が行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育（以下「伐採等」という。）（木材の販売による収益（以下「販売収益」という。）を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利。

◇経営管理権集積計画

市町村が経営管理権を当該市町村に集積することが必要かつ適当と認める場合に定める計画。

◇経営管理実施権

地域森林計画の対象となる森林について、経営管理権を有する市町村が当該経営管理権に基づいて行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を民間事業者が行うため、当該市町村の委託を受けて伐採等（販売収益を収受するとともに、販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合にその一部を森林所有者に支払うことを含む。）を実施するための権利。

◇経営管理実施権配分計画

市町村が経営管理権を有する森林について、民間事業者に経営管理実施権の設定を行おうとする場合に定める計画。

◇溪間工

森林の保全や下流域への土砂流出の防止を目的として溪流内で実施される工事。治山ダム工、流路工等がある。

◇形状比

樹幹の形状を示す物さしの1つで、樹高(H)を胸高直径(D)で割ったH/Dの値をいう。形状比が大きいほど細く長い幹なので冠雪害

などに対する抵抗力が小さくなる。

◇更新

伐採等により樹木が無くなった箇所に、植林を行うこと等により新しい森林をつくること。

◇更新樹種

植栽木、天然下種等により発生する稚樹及びぼう芽のうち将来の森林の樹冠を構成する樹種。

◇更新の完了

伐採跡地において、更新樹種が十分に発生・成長し、目標とする森林が成立すると見込まれる状態。

◇高性能林業機械

従来のチェーンソーや集材機等に比べて、作業の効率化や労働強度の軽減等の面で優れた性能をもつ林業機械。主な高性能林業機械は、フェラーバンチャ、スキッド、プロセッサ、ハーベスタ、フォワーダ、タワーヤーダ、スイングヤーダ。

◇国有林

国が所有する森林。

◇混交林

「とやまの森づくり基本指針」に基づき、針広混交林に誘導し、公益的機能の維持・向上と木材資源の確保を図る人工林。

《さ行》

◇再造林

人工林を伐採した跡地に人工造林を行うこと。

◇作業道

林道等から分岐し、立木の伐採、搬出、造林等の作業を行うために作設される簡易な構

造の道路。

◇里山

人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地に存する森林であって、人により維持若しくは管理がなされており、又は、かつてなされていたものをいう。

◇里山オーナー制度

森林所有者から提供された里山などを利用しやすい区画に区切って、市民などが使用料を支払ってオーナーとなり、山村住民と都市住民の交流により、森づくりをはじめとした里山の多様な利用を目指すもの。

◇里山林

「とやまの森づくり基本指針」に基づき、地域ニーズや森林の状態、生息・生育する動植物などに応じた、多様な里山の再生を目指す集落周辺の天然林。

◇残積性未熟土

岩石または未固結の地層が原位置で風化し、土壌化が進んでおらず、層位の分化が不完全でその土壌固有の特徴を示すまで至らない土壌。

◇山地災害防止機能／土壌保全機能

森林の下層植生や落枝落葉が地表の浸食の抑制、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。

◇山腹工

荒廃した山腹斜面等において植生を回復させることにより斜面の安定化を図るために実施される工事。土留工、実播工等がある。

◇資源循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。自然の循環（自然生態系）に大きな負荷を与えず、その再生に人間

が積極的に関与する。

◇下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

◇市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が、地域森林計画に即しつつ、市町村の実情に応じた造林・保育・伐採時期などの森林整備及び施業の共同化の促進、担い手の育成など、森林整備の条件整備に関する事項について、10年を一期として5年ごとに樹立する計画で、地域森林計画対象森林（民有林）を有する全ての市町村で策定する。

◇市町村森林経営管理事業

市町村が経営管理権を取得した森林について経営管理を行う事業。

◇収量比数

ある平均樹高の時、その立木が達し得る最大の材積に対する現実の立木材積の比率。

◇樹下植栽

複層林の造成を目的として行う樹下への苗木の植栽。

◇樹冠

樹木の枝と葉の集まりをいい、上層の主に陽葉からなる部分を陽樹冠、下層の主に陰葉からなる部分を陰樹冠という。

◇樹冠粗密度

一定森林面積上の林木の生育状態を示す密度。おおむね20㎡の森林の区域に係る樹冠投影面積を当該区域の面積で除して算出される。

◇主伐

利用できる時期に達した立木を伐採し収穫すること。間伐と異なり、伐採したあとに植

林等を行う。

◇植生自然度

自然度とは、「自然は人間の手のつけ具合、人工の影響の加わる度合いによって、極めて自然性の高いものから、自然性の低いものまでいろいろな階層に分かれて存在する」という考え方にに基づき、植物社会学的な観点からみて、土地の自然性がどの程度残されているかを示す一つの指標として導入されたもの。

◇除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

◇針広混交林

スギやヒノキなどの針葉樹と、コナラなどの広葉樹が混生している森林。

◇人工造林（植林）

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。

◇人工林

人工造林により成立した森林。

◇薪炭林

薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林で、主に伐採後の株から萌芽により更新する。

◇森林環境教育

森林林業をテーマとして体験を重視しながら行う環境教育、森での体験を通して豊かな人間形成を目指す体験教育で、知識、体験を問わず森林や林業に関して学ぶこと。

◇森林組合

森林組合とは、森林所有者の社会的経済的地位向上と森林の保続培養と森林生産力の増進を図る目的で作られた森林所有者の協同組

合で、施業、販売、購買などを共同化するもの。

◇森林経営管理制度

平成31年4月から開始される新制度で、適切な経営管理が行われていない森林に対し、市町村が仲介役となって意欲と能力のある林業経営者に経営管理を再委託させるか、市町村が自ら管理を行うもの。

◇森林経営計画

森林所有者又は森林経営の受託を受けた者が、単独又は共同で自ら所有する森林又は森林経営を受託している森林を対象として作成する伐採、造林、路網整備、森林の保護等の5年間の計画。

◇森林計画区

森林法第6条に基づいて、農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴くとともに、地勢その他の条件を勘案し、主として流域別に分けた区域。

◇森林生態系

ある植生地域に生息する各種生物（植物と動物）が密接な関係をもちながら共存する状態を総括している。

◇森林整備

森林施業とそのために必要な施設（林道等）の作設、維持を通じて森林を育成すること。

◇森林施業（施業）

目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為。

◇森林施業計画

森林の持つ諸機能が持続的かつ高度に発揮されるよう、計画的、合理的な森林施業を確保するため、森林所有者等が自発的に単独または共同で作成する具体的な伐採・造林等の5カ年間の計画。

◇森林の公益的機能

社会公共に利益をもたらす機能で、水の貯蓄、洪水防止、気候緩和、二酸化炭素吸収、野生動植物保護、保健教育等の機能をいう。

◇森林・林業基本計画

「森林・林業基本法」の基本理念の実現に向けて、森林及び林業に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、同法に基づき策定した計画。森林及び森林施策の基本方針、森林のもつ多面的機能の発揮並びに木材の供給及び利用に関する目標、政府が講ずべき施策を明記。

◇森林・林業基本法

森林のもつ多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展を基本理念とする政策を国民的合意の下に進めていくため、その実現を図る基本的事項を定めた法律。平成13年7月にそれまでの「林業基本法」を改正して成立。

◇森林GIS

Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピュータ上で総合的に管理、分析、処理するシステム。地図上に様々な情報を重ね合わせて表示し、関連づけて解析できる。

◇水源涵養機能

雨水を蓄え、渇水を緩和するとともに、地表流出水の減少を図り、洪水を防止する機能。

◇生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能。

◇制限林

法令により立木竹の伐採を制限（許可制）されている森林。制限林以外の森林を普通林

という。

◇生産林

「とやまの森づくり基本指針」に基づき、持続的な木材生産を目指す、道から近く生産力のある人工林。

◇生物多様性

生物多様性とは、地球上に存在する多様な生物すべてに違いがあることを意味し、大きく「生態系の多様性」「種の多様性」「種内の多様性」に分けられる。

◇生物多様性の保全

様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全すること。

◇施業実施協定

森林所有者等が市町村長の認可を受けて森林施業の共同化及びそのために必要な施設の整備に関して締結する協定。

◇遷移

時間の経過にともなって植物の構成が移り変わる現象。

◇全国森林計画

農林水産大臣が全国の森林につき5年ごとにたてる15年を1期とする計画。森林のもつ各種機能の重要性にかんがみ、国が森林施業に関する基本的事項などを定めることにより、森林・林業施策の推進方向を明らかにするとともに、地域森林計画の策定にあたっての基準を示すもの。

《た行》

◇択伐

森林内の樹木の一部を抜き伐りすることで、主伐の一種。

◇地位

林地の材積生産量を示す指数で、気候、地勢、土壌条件等の地況因子が総合化されたものである。一般に1から5の5段階で区分し、数字が小さいほど材積成長量及び上長成長量が大きく、地位が高いことになる。

◇地域森林計画

森林法に基づき、都道府県知事が森林計画区ごとに10年を一期として5年毎に樹立する計画で、都道府県の森林関連の施策の方向性や伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を定め、市町村森林整備計画の規範となるもので、富山県では「神通川」「庄川」の2つの森林計画区がある。

◇地下水排除工

地すべりの原因となる有害な地下水を排除するために実施される工事。ボーリング暗渠工、集水井工等がある。

◇地ごしらえ

人工造林や天然更新の準備のため雑草木や伐採木の枝・葉を取り除く作業。

◇治山事業

災害防止や水源のかん養など森林の公益的機能を高度に発揮させるため、保安林等における森林整備や防災施設整備を行う事業。

◇長伐期施業

通常の主伐林齢(例えばスギの場合40年程度)のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

◇長伐期林

伐採年齢を通常の倍(40～60年→80～100年)に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林。

◇つる切

下刈りの終わった造林地において造林木に巻きつき、または樹冠に登ってこれを覆い被

圧するなど、造林木の生育に障害を及ぼしているつる植物を除去する保育行為。

◇天然下種更新

森林内で天然(自然)に散布した種が発芽して稚樹として育つことにより、後継の森林を育成する方法。

◇天然更新

植林等の人為によらずに森林の造成を行うこと。自然に落ちた種子の発芽や樹木の根株からの萌芽等による方法がある。必要に応じて、ササ類の除去等の人手を補助的に加えることもある。

◇天然更新補助作業

天然更新が確実に行われるようにするため実施する作業のことで、刈出し、芽かき等がある。

◇天然林

主に天然の力によって造成された森林。

◇天然生林

主として天然更新等の天然力を活用することにより成立している森林。

◇特定保安林

指定の目的に即して機能していない保安林。

◇富山県林道網整備計画

森林・林業及び山村地域の発展の基盤である林道の整備を進めるにあたっての基本理念を明らかにし、21世紀における林道施策を展開していくための方向を示すものとして平成14年2月に策定された計画。

◇富山県森づくりプラン

「富山県森づくり条例」に基づく「森づくりの基本計画」として、森づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な事項について定めたもの。

《な行》

◇二次林

その土地本来の植生が、災害や人為などによって置き換えられた発達途中の森林状態のことで、本県の丘陵地帯での潜在植生はウラジロガシなどの常緑広葉樹であり、二次林の多くはコナラ・アカマツ林となっている。

◇根踏み

越冬により根元がゆるんだ植栽木の抜けや倒伏を防ぐため、植栽木の周囲を踏み固めること。

◇農林業センサス

我が国農林業の生産構造、農業・林業生産の基礎となる諸条件等を総合的に把握することによって、農林業の基本構造の現状と動向を明らかにし、農林業施策及び農林業に関し行う諸統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的に農林水産省が5年ごとに行う調査。

《は行》

◇バイオマス

「再生産可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの。」バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生産可能な資源である。

◇伐期

主伐が予定される時期。

◇標準伐期齢

主伐を行う標準的林齢。主要樹種について平均成長量が最大となる林齢を基準とし、公益的機能を発揮できる状況及び既往の平均伐採齢を勘案して定める。原則として5の倍数

とし、市町村森林整備計画において定める。

◇PDCA サイクル

PDCA サイクルとは、プロジェクトの実行に際し、「計画をたて（Plan）、実行し（Do）、その評価（Check）にもとづいて改善（Action）を行う、という工程を継続的に繰り返す」仕組み（考え方）のことである。PDCA サイクルの特徴は、プロジェクトを流れて捉え、評価を次の計画に活かしてプロジェクトをより高いレベルにもっていくことで、民間企業では品質向上や経費削減などに広く用いられてきた。

◇不在村森林所有者

自分の森林の所在する市区町村の区域に居住していない森林所有者。

◇文化機能

文化及び教育活動に寄与する機能。

◇保安施設地区

農林水産大臣が保安林の指定目的を達成するための事業を行う必要があると認めた場合、その事業を行うに必要な限度で、森林、原野、その他の土地を指定した地区。

◇保安林

水源かん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。制限林のひとつ。

◇保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

◇ぼう芽

伐採した後の切り株から芽が発生すること。

◇ぼう芽更新

林木を伐採した後の株から発生させたぼう

芽を成長させて林を更新する方法。

◇保健機能森林

森林の保健機能の増進を図るべき森林。

◇保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能。

◇保健・レクリエーション機能

森林浴、レクリエーションなどの場、としての利用により、人々に安らぎや癒しを与える機能。

◇母樹

優良な形質をもった種子や穂木、茎や根を採取する樹をいう。

◇保全林

「とやまの森づくり基本指針」に基づき、成熟した天然林を目指し、原則として自然の推移に委ね保全・保護する森林。

◇ポドゾル

寒冷で湿潤な気候化にある亜高山帯、亜寒帯、冷温帯の森林で、強酸性腐植の有機酸により、鉄、アルミニウムなどが土層の上部から下層に溶脱集積することによって生成される酸性の強い土壌。日本では北海道の北部地帯、中部地方以北の高山地帯のヒバ、ヒノキ、コウヤマキの樹林下に見られる。

◇本数調整伐

過密化により保安林機能の低下した森林に対し、林内環境の改善を目的として、上木の立木密度を調整するために行う選択的な伐採。

《ま行》

◇松くい虫

マツノザイセンチュウを媒介し、松を枯死させる森林害虫の総称。

◇民有林

国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

◇芽かき

ぼう芽更新の際に発生するぼう芽枝の本数が多くなりすぎないように、ぼう芽が適正本数になって以降に発生した芽を摘み取ること。

◇木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能。

◇モウソウチク

モウソウチクは北海道から南西諸島の各地に植栽され、竹林を形成している。1736年に中国から薩摩藩にもたらされたという。マダケよりも大きくて太く、樹高12mになる。この高さまで一ヶ月ほどで一気に到達してしまう。筍（タケノコ）は柔らかく大形であるため食用に供される。稈は物理性が劣るため繊細な細工物の素材としては一級品ではなく、花器、ざる、かご類、すだれ、箒などのほか建築材料などとして用いられる。

◇木本類（木本植物）

茎及び根の形成層が働いて多量の木部をつくり、年々その細胞壁を増大する多年生植物の総称。草本植物に対応する語。

《や行》

◇雪起し

雪圧や冠雪により倒れた樹木を引き起こし、縄、棒などで固定する作業。樹木の根元曲りを軽減し、樹幹の成長促進を目的として行われる。

◇要整備森林

特定保安林が指定の目的に即して機能する

ことを確保するため、造林、保育、伐採その他の森林施業を早急に実施する必要があると認められる森林。

《ら行》

◇リモートセンシング技術

地球観測衛星などのように遠く離れたところから、対象物に直接触れずに対象物の大きさ、形、性質を観測する技術。

◇立木

土地に生育する個々の樹木。

◇立木度

森林の植栽の密度を数値化したもの。幼齡林（おおむね15年生未満の林分）においては、現在の林分の本数と当該林分の林齢に相当する期待成立本数とを対比して十分率により表します。立木度3は、期待成立本数の10分の3である状態。

◇利用区域

林道の利用対象となる区域。山間部にあつては原則として集水区域、平坦部にあつては地形・地物により区画された地域とされている。

◇林家

林業を営む世帯。2000年世界農業センサスでは、1ha以上の山林を所有する世帯。

◇林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

◇林業事業者

林業経営体からの委託等により、素材生産、森林整備等行う森林組合、造林業者、木材生産者等。

◇林業専用道

幹線となる林道を補完し、森林作業道と組み合わせて、間伐作業を始めとする森林施業の用に供する道。

◇林産物

林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取（うるし）などの特用林産物などがある。

◇林小班

森林管理のため、字界や尾根・沢等の天然地形により設定された区画。林班は概ね50ヘクタールの区画であり、さらに5ヘクタール程度の小班に分けられる。

◇林内相対照度

林内の光の強さを表す指標。林外を100とした場合の比率で表されることが多い。

◇林分

樹木の種類（組成）とその大きさや密度（構造）がほぼ一様な樹木の集団と、それらが生育している土地を総合しての呼称。

◇林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

◇齡級

林齢を一定の幅でくくったもので、一般的には5年をひとくくりにしている。例えば1～5年生は1齡級。

◇列状間伐

選木基準を定めずに単純に列状に間伐する方法。高性能林業機械の導入による作業効率の向上、選木作業の省力化等による間伐経費の削減に有効な手段。